

令和 5 年度
外部評価への対応方針

令和 6 年 6 月

令和5年度 外部評価結果への対応方針

番号 1	事業名等	市民参加協働事業費	担 当	総務部 市民協働推進課
(事業概要) 市民、市民活動団体、事業者、行政といったあらゆるまちづくりの活動主体が、分野や世代を横断して連携・協力し、人、モノ、お金、情報といった地域資源を最大限に活用して、協働のまちづくりに取り組むことにより、持続可能なまちの実現を図る。 ○協働のまちづくり推進委員会（5回）・協働のまちづくり推進本部（3回）、 庁内協働推進担当者連絡会（1回）・協働のまちづくり職員研修会（1回） 知っ得・納得やちまた出前講座（253回）・地域力向上スクール（3回）				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) 1. ☒ 事業継続 (☒ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小) 2. ☐ 事業廃止・休止 3. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 協働のまちづくりについては、第2次推進計画に基づき、様々な立場、世代、団体、分野が関わりを持ち、課題解決に結び付けた力を作り出そうと取り組まれ、その中で各方面を繋ぐ働きや、地域活動が洗い出され色々な取り組みが始まってきている。 但し、協働の意識が高まるとか、色々な動きが出てくるには、結構時間がかかるので、費用対効果でいうと結果が出ていない。まだまだその芽が出てきていないところもあるが、協働を推進する点では、ある程度は時間をかけながら地道に積み重ねていくことが必要となる。 このため、闇雲に増やせばいいということではないが、「新たな仕掛け」、「新たな浸透を図る」ということも含め、動きをより強化し、これまでやってきたことをある程度見直しながら、新たなものは積極的に拡充すべきである。 なお、市の体制としては、全庁的に協働を推進する体制は整っているが、職員が協働ということを考える場や、機会、研修というのが圧倒的に不足しているので、評価の場面などで協働を組み込むということが相当必要である。				
対 応 方 針				
協働のまちづくりを進めていくためには、職員が協働について考え、常に研究し、より良いものに更新していくことが必要であり、職員研修やワーキンググループ等を通じて職員の意識向上を図ってまいります。 また、市と区（自治会を含む。以下同じ。）の交流を図り、お互いに共通認識をもって、協働のまちづくりに取り組めるような仕組み（協力体制）作りと、異世代の交流についても検討してまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		(具体的な対応策)		
・協働のまちづくりを進めるには、職員の意識が非常に重要だと思う。 ・職員が協働ということを考える場や、機会、研修というのが圧倒的に不足している。 ・職員が協働を考える機会として、色々な契機に協働を組込むこと。 ・事務事業評価の中で協働の視点から考えることがまだ不足している。 ・区との対話が必要であり、その中で各区の課題や問題が共通理解され、対応策も生まれてくると思うので、行政と区がお互いに認識し合う必要がある。 ・区の方々が行政と深く交わる事が必要。		・職員研修会の内容を見直し、各課等の担当者だけではなく、幅広く職員が参加できるよう、職員研修会の充実を図ります。 ・協働のまちづくりPiT（以下「PiT」という。）に寄せられた情報等を参考として抽出した課題に対してワーキンググループを立ち上げ、職員間で協働の視点から検討し、職員の協働に関する意識改革を図ります。 ・全事業の事務事業評価の中で、協働の視点からも評価ができる仕組みを検討します。 ・PiTに寄せられた情報を参考に、協働のまちづくりコーディネーターが区の方々和市職員のつなぎ役となっており、お互いが交流できるような事業を企画、実施します。また、その中でお互いの共通認識を図っていきます。		

令和5年度 外部評価結果への対応方針

番号 2	事業名等	地区コミュニティ推進費 地区コミュニティ育成費	担 当	総務部 市民協働推進課
(事業概要) [地区コミュニティ推進費] 区（自治組織）におけるコミュニティ活動を支援し、地域の交流と市民自らの地域活動の推進を図り、住みやすく安心して安全に暮らすことのできるまちの実現を目指すことを目的として様々な取り組みを行う。 ○区長・区長代理者の設置、区長会定例会・勉強会開催、区回覧による行政情報の発信・共有、コミュニティ事業補助金による区が行う自治活動への支援、地域集会施設建設費等補助金、「広報やちまた」での区の紹介記事及び自治会加入促進記事 [地区コミュニティ育成費] 一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用して、必要な備品の整備や集会施設の整備に要する費用に対して助成を行うことにより、区・自治会の支援を行うもの。				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) 1. ☒ 事業継続 (☒ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小) 2. ☐ 事業廃止・休止 3. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 自治会は、この先10年で相当形骸化し、あと20年で相当数が存続できない状態に陥ると思われる。それほどの転換期に来ており、全国的に自治会改革が相当の勢いで進んでいるが、現状として八街市は施設や活動に対する補助金という発想にとどまっている。 どのような形で補助していくのかについては、もう一度見直す必要があるが、補助をしていくだけでは自治会等はもたないため、学びの場であったり、議論をする場、あるいは新たな手立てというものを色々と研究をして、自分達なりにふさわしいものを見つけていってもらえるような支援を充実させていく必要がある。 このため、自治会強化年間というものを作るなどして、本格的に全区でそういった支援策をやっていく。それをコミュニティ推進事業としてやっていくくらいでないと、なかなか効果としては現れてはこないと思われる。				
対 応 方 針				
区（自治会を含む。以下同じ。）の加入率が低下の一途をたどっており、危機的な水準となっておりますが、区の活動については、同じ地域に暮らす方同士が顔の見える関係で築く日常生活の安心感や満足感、あるいは非常時の相互扶助を行う重要なコミュニティ活動でありますので、協働のまちづくりPiT（以下「PiT」という。）を通じて、区への支援を継続してまいります。 また、区長同士の学びの場や議論をする場として開催している区長会勉強会については、区長からの評価も高く効果的であると考えておりますので充実を図りながら継続してまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		→	(具体的な対応策)	
- 区長会勉強会は、開催数の増加や対象範囲の拡大、区長が勧誘しやすい方法や材料の提供など充実を図ることが必要。 - 補助だけではなく、学びの場や議論する場、あるいは新たな手法を研究して、自分達なりにふさわしいものを見つけてもらえるような支援を充実させていく必要がある。 - 区の未加入者への加入推進をどう進めるのが課題である。			- 区長会勉強会は、開催回数や参加対象者など実施方法を見直し、PiTのイベントとのコラボ開催なども視野に入れ、内容を充実させていきます。 - まちづくりを行う市民や区、行政といった様々な団体のつなぎ役となっているPiTの活動を広め、区の情報収集、情報交換、魅力発信、各種団体等との連携を推進するとともに、PiTが開催するイベントの中で、区の魅力を発信します。 - 区への加入に繋がるような先進事例の情報を収集し、区と情報共有を図るとともに、新たな支援策についても研究、実施していきます。	

令和５年度 外部評価結果への対応方針

番号 ３	事業名等	応援寄附金によるまちづくり基金費	担 当	総務部 企画政策課
(事業概要) 平成２０年度の税制改正によりふるさと納税制度が創設され、本市も『落花生の郷やちまた応援寄附金』として寄附を広く募っており、寄附金の使途を寄附者が選択できる制度であることから基金により管理をしている。 また、インターネットのポータルサイトの利用やふるさと納税事務の一部を民間委託することにより、さらなる魅力的な情報発信や効率的な制度運用を可能としている。				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) １. ☒ 事業継続 (☒ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小) ２. ☐ 事業廃止・休止 ３. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 「ふるさと納税」は、まちづくりに対して寄附をするというのが本来の趣旨であるが、どこか返礼品目当てになっている風潮があり、その運用には賛否両論があるところである。 しかし、市が寄附の募集をやめてしまえば、市民が他自治体に寄附をした分だけ資金が流出していく一方となるため、実質的に寄附を募らざるを得ない状況となっている。 市がより多くの寄附を獲得するためには、現状の枠組みを基本としながら、その中でできることを増やしていくこと、環境を整えていくことが重要であり、落花生や西瓜をはじめとする農産物や、八街生姜ジンジャーエールなどの質の良い特産品を通じて、「八街らしさ」をどんどんアピールしていくべきである。また、体験に繋げることによって関係人口の創出するなど、より「八街市の魅力」を高めていく仕掛けや、目的思考の寄附であって、応援したい事業に対して直接寄附する「クラウドファンディング」など、新たな寄附の仕方も絡めて、工夫をしていくことにも重要である。 今後もまちづくりに活かせる寄附を増やしていくために、積極的に努力することを求める。				
対 応 方 針				
ふるさと納税については、新たな返礼品の開発や開拓により返礼品の充実などを図り、本市の魅力発信と寄附受入額の増加を図ってまいります。 また、新たに取り組むクラウドファンディングについても、効果的な戦略を立て、拡充を図ってまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		➡ (具体的な対応策)		
・ 間口を広げてより多くの寄附をしてもらえるような環境を整えること。 ・ ポータルサイトについて、今の段階での最善の選択となっているか。 ・ 魅力ある返礼品を増やしていくこと。 ・ 落花生や西瓜、生姜ジンジャーエールなどの質の良い特産品を通じて、八街の良さをどんどんアピールしていくこと。		・ 新たなポータルサイトとして「楽天ふるさと」を導入しました。 ・ 今後も寄附の動向等を注視し、必要に応じてポータルサイトの追加について検討します。 ・ ポータルサイトのページを返礼品が一度に確認できるレイアウトに工夫するなど、寄附者に選ばれるページ作りを研究し、常に改善を図ります。 ・ 民間企業との協働で、返礼品にまつわる秘話や特長を取材し、魅力を閲覧者に伝えられるよう、順次掲載内容の見直しを図ります。 ・ 特産品である落花生や農産物の返礼品の充実を図るとともに、体験型の返礼品も取り入れ、充実を図ります。		
・ クラウドファンディングなど、新たな寄附の仕方を絡めて工夫をしていくこと。		・ 新たな受入手法としてクラウドファンディングによる寄附を実施し、順次対象事業を拡大していきます。		

令和5年度 外部評価結果への対応方針

番号 4	事業名等	健康増進事業費	担 当	健康子ども部 健康増進課
(事業概要) 健康増進法の規定により、対象者に対し、疾病の早期発見及び予防に関する知識の普及を目的とし、各種がん検診、結核健康診断、健康教育及び健康相談を実施することにより、市民の保健向上を図る。				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) 1. ☒ 事業継続 (☐ 拡充 ☐ 現状維持 ☒ 見直し・改善 ☐ 縮小) 2. ☐ 事業廃止・休止 3. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 健康管理は、基本としてまず「自助」というものがある、自分でしっかり健康管理をしていく。ただ、置かれている状況の違いもあるわけなので、市が無料等で検診を実施する部分があって、それを市民が選択できることが大事。そのように位置付けたとしても、もう一つ受診率が上がらない中で、今後さらに市民の健康を増進していくためには、健康に熱心ではないが気になっている方や、まったく気にしないという方に対して、「健康診断はこういう意味があるんだ」ということを伝えていけるような環境づくりを進めないとこの状況は変わらないと思われる。 また、高齢者の方にとっては、検診会場が遠いというのは、移動手段がないとか、面倒だとかあって、なかなか前向きになれないところがあるので、その辺もうまく繋ぐような工夫というものを考えていくことが必要。				
対 応 方 針				
健康管理の「自助」や、検（健）診の意義について、市民への周知を強化するとともに、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を目指してまいります。 公的機関等の検（健）診に関する調査結果等により、検（健）診の実施状況を把握、分析し、現状を見据えた上で受診率を向上させるための効果的な方策を検討してまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		(具体的な対応策)		
・ 検（健）診の意義について、広く周知し、検（健）診の大切さを伝えることが大事である。 ・ 保健推進員等により、「実施する側」と「受診」する側を繋ぐこと。		・ 市民にとって身近な保健推進員から検（健）診の意義や重要性を伝えることで、検（健）診を受診する契機となることから、保健推進員から市民への周知を強化します。		
・ 市民の健康を守るためには、受診率を上げていくことが一番大事な点である。 ・ 検診会場が遠いという声を聞く。 ・ 高齢者や交通の不自由な方への対応が課題である。		・ 令和6年度胃がん・大腸がん・肺がん検診については、検診会場はこれまで市役所のほか、地区会場としてスポーツプラザでも実施しているが、新たに中央公民館、南部老人憩いの家を追加し、さらに土・日曜日に受診できない方への対応として、地区会場での検診を平日開催とすることで受診率向上に繋がります。 ・ 個別検診の乳がん・子宮頸がん検診の実施期間を同じ期間とし、実施可能な医療機関において同時に受診可能とすることで利便性を高め、受診率向上に繋がります。		
・ 健康に関する企業やボランティアグループなどによる健康教室の開催。		・ 集団健康教育については、引き続き各団体からの要請に応じて開催します。		

令和 5 年度 外部評価結果への対応方針

番号 5	事業名等	商店街振興事業費	担 当	経済環境部 商工観光課
(事業概要) 空き店舗活用事業、各商店会等が維持管理する街路灯の電灯料及び八街駅南口商店街振興組合が行う買い物代行事業への補助を実施し、商店街の活性化を図る。				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) 1. ☒ 事業継続 (☐ 拡充 ☐ 現状維持 ☒ 見直し・改善 ☐ 縮小) 2. ☐ 事業廃止・休止 3. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 商工会議所補助事業を評価したときにも同じような側面があって、なかなか有効な補助金活用になっていない。商工会議所が主体的になって、色々な企画提案を立てて、色々な繋がりを作っていくということを本来やらなければいけないし、それがあってはじめてTMOというものが生きてくる。 そして、そういう状況に対して、商工観光課としても、どういうふうな対応をとっていくのかということもでてこない。このままいったら、おそらく空回りが続くだけというのが置かれた一つの状況だと思われる。 外部補助が商店街振興事業費の中に位置付けられているが、補助金だけを見直しても始まらないし、この事業だけを見直しても始まらないし、単年事業だけを見直しても始まらないので、トータルに見直していく必要がある。 このため、根本的な体制の再構築ということを検討していただきたい。				
対 応 方 針				
TMOが策定されてから、かなりの時間が経過しており、全国的にもTMO制度は結果が出ていないことから、今後は商店街振興を図るための新たな手法について、商工会議所と連携を図りながら調査・研究してまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		➡	(具体的な対応策)	
・根本的な体制の再構築について、検討が必要。 ・商工会議所が事業主体で、外部資金を獲得していくような体制を整備し、商店街の活性化のための財源を確保する。 ・買い物支援について、商店街が連携して取り組むような体制の整備が必要。			・商店街振興の今後のあり方については、市と商工会議所で共通の認識を図り、新たな手法で進める場合、新たな体制を構築する必要があることから、相当の期間を要するものと考えておりますが、まずは全国自治体の取組状況などから調査していきます。	

令和5年度 外部評価結果への対応方針

番号 6	事業名等	污水管渠費	担 当	建設部 下水道課
(事業概要) 公共下水道の污水管路施設を適切に維持管理することにより、公共下水道の汚水を安定的に流下させることを図る。 ○マンホールポンプ維持管理・下水道施設の修繕				
外 部 評 価 結 果				
(事業の方向性) 1. ☒ 事業継続 (☐ 拡充 ☒ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小) 2. ☐ 事業廃止・休止 3. ☐ 事業完了				
(事業の方向性に関するコメント) 公共下水道の供用開始から約40年が経過し、管路をはじめとする施設の老朽化が進行していることから、今後は施設維持のための改修と並行し、バランスを取りながら、可能な範囲で普及を図っていくことになる。 雨水や排水処理まで含めると関連する問題は多々あるが、公共下水道に関しては、改修と普及のバランスや対象となる地域・ならない地域、税負担を含めて、公正さが保たれている限りにおいて、現状維持の中で進めていくしかない。				
対 応 方 針				
本市では、令和11年度時点の污水管きよの目標整備率を85.1%に設定しているところですが、令和5年度時点の整備率が84.3%であるため、維持管理のための改修とのバランスを図りながら整備を進めてまいります。				
主な意見に対する具体的な対応策				
(主な意見)		➡	(具体的な対応策)	
・施設の老朽化が進行していることから、今後は施設維持のための改修と並行し、バランスを取りながら、可能な範囲で普及を図っていく必要がある。			・公共下水道施設の改修計画については、ストックマネジメント計画に基づき、順次管路調査を実施し、適正な管理を行います。 ・管路調査の結果により、改修が必要と認められた場合には、当該調査結果を基に費用対効果が最善となる施工方法を研究し実施します。	